

3. 1、2に当てはまっても次のものは対象外とします。

洗っても汚れが取れないもの・ひどいもの
葉の入ったパックやポテトチップスの袋などアルミ製のコーティングが施されているもの
サランラップなどのラップ類



4. 発泡スチロール製の緩衝材の基準

商品を保護または固定するためのものは、対象です。
きちんと成形されていて、段ボールなどと一体となっていて、容器の形状のものは対象です。
箱と商品との空間だけをただ埋めているだけ（例えばフレック状）のものなどは、対象外です。
緩衝材のなかでも、トロ箱は本来業務用で用いるため「容器包装」には含まれず対象外です。
アイスクリームケーキの容器のように、商品自体の品質を保持するために使用されている発泡スチロールの容器などは対象となります。

5. 出すときは、中身を使い切ってください。

中身が残っていると工場での処理に影響が出ます。
また、せっかく再生したものが使用できなくなります。
ほかの素材（紙・金属）をとって出してください。



6. 水で軽くすすいで、水をきってください。

汚れがあるものは、食器洗いのときのたまり水で軽くすすぐか、へらなどでぬぐってください。
対象物に付いている（貼り付けてある）紙ラベルなどは、できるだけ剥がしてください。
汚れの取れないものは、燃えるごみとしてお出してください。



7. 専用指定袋にバラバラに入れてください。

ボトル類は、本体とキャップを離して入れてください。豆腐の容器のようなものは、容器の部分とふたの部分を離して入れてください。
小袋にまとめないで、バラバラに入れてください。
（専用指定ごみ袋を 9月下旬 より販売予定です。ご購入ください。）

なお、収集回数については月1～2回程度を予定しています。
各地区の収集日は次号でお知らせします。



「プラスチック製容器包装」の 分け方・出し方のポイント

町では、平成19年10月から「プラスチック製容器包装」の分別収集を実施します。
「容器包装リサイクル法」に基づき、地球規模的環境問題（地球温暖化、資源の枯渇など）に対応するため行うものです。

ごみを分別し、燃えるごみを減らすことによって「地球温暖化」防止となり、リサイクルすることにより「資源の枯渇」防止となりますので、町民皆様のご協力をお願いします。

1. 基本的に対象物はこのマークがついています。



レジの袋や卵のパック、マヨネーズの容器、シャンプーのボトル、お菓子の袋、ビンやペットボトルのふた、食品トレイ、カップめんなどプラスチック製の容器や包装が対象です。

（ただし、一部商品には、上記プラマークが付いていても、出してはいけないものがあります。また、付いていないものでも出せるものもあります。迷った場合は、可燃ごみに入れてください。）

2. 対象物は、プラスチックの容器および包装です。

下記のようなものが対象になります。

判断の基準として

- (1) 容器包装に使われたプラスチックであること
- (2) 商品を入れているものや商品を包んでいるもの
- (3) 中身の商品と分離して不要となるもの
- (4) 商品全体を包んでいる面積が2分の1以上の包装



例えば、カップめんの場合

外側の透明の包装フィルム、器部、ふた（紙を除く）

お菓子の場合

外装、個袋（内袋）

ペットボトルの場合

ラベル、ふた（ペットボトル本体は、従来の分別をお願いします。）

シャンプーの場合

ボトル、ポンプ類（ただし、ポンプ類は、従来どおり可燃ごみへお願いします。）



プラスチックで出来ていても、ひも、ストロー、ホース、バケツ、ボールペン、おもちゃ、ポンプ類などは、対象となりません。
（これらは従来どおり、可燃ごみとしてお出してください。）

